

茨城県立高等学校の入試制度が 平成25年度入学者選抜から 変わります。

平成23年10月 茨城県教育委員会

平成25年度入学者選抜からの主な変更点

- 推薦入学をとりやめ、3月上旬に一般入学者選抜を1回で実施します。
- 一般入学者選抜においては、これまでと同じ選抜方法で行う共通選抜を全ての高校で実施するほか、文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜（中学校長推薦不要）を高校の裁量で実施することができることとします。
- 一般入学者選抜においては、原則として受検者全員（特色選抜志願者を含む。）に5教科の学力検査（※）を課します。※ 定時制課程では、3教科の学力検査を実施する学校があります。
- 第2次募集の選抜では、受検者全員に面接を実施します。

新しい入学者選抜制度の概要

一般入学者選抜（3月上旬に2日間で実施します。）

第1日 全 校：学力検査（一般入学志願者全員が対象です。）

第2日 特色選抜実施校：面接、その他（学校により作文、実技検査等を実施する場合があります。）
音楽科、美術科、普・体育コース、普・スポーツ科学コース：実技検査

※ 定時制課程では、上記に加えて面接、作文を実施する学校があります。



特色選抜（学校裁量により実施します。）

文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする選抜です。

○応募資格・募集人員

各高校が定めます。

○選抜資料

学力検査、調査書、面接等

○選抜方法

- ・選抜資料を総合して合格者を決定します。詳細は各高校が定めます。
- ・特色選抜で合格しなかった志願者は、共通選抜のみの志願者と併せて共通選抜の対象とします。

共通選抜（全校で実施します。）

○選抜資料

学力検査、調査書、実技検査（音楽科、美術科、普・体育コース、普・スポーツ科学コース）

※定時制課程では、上記に加えて面接、作文を選抜資料とする学校があります。

○選抜方法

- ・現行の一般入学と同様に、A群、B群の二段階選抜により合格者を決定します。
- ・B群から学力検査重視の選抜及び調査書重視の選抜で合格する人数の比率は、80:20～20:80から各高校が決定します。

※ 帰国子女特列入学者選抜、外国人生徒特列入学者選抜及び定時制課程の成人特列入学者選抜並びに連携型中高一貫教育校の入学者選抜は、一般入学者選抜の学力検査と同じ日に実施します。

第2次募集（3月中旬に1日で実施します。）

○選抜資料 学力検査（3教科）、調査書、面接、実技検査（音楽科、美術科、普・体育コース、普・スポーツ科学コース）

○選抜方法 一般入学者選抜の共通選抜と同様の方法で合格者を決定します。

今後の予定

平成24年 7月 平成25年度入学者選抜実施要項告示：入試日程が正式に決定します。併せて、特色選抜の実施校、出願要件及び選抜方法等を予定として公表する予定です。

10月 平成25年度入学者選抜実施細則告示：入試の詳細を定め、中学校・高校に説明します。

新しい高校入試制度



■ 一般入学の特色選抜について

Q1 特色選抜には希望すれば誰でも志願できますか？

A 特色選抜の対象は「文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者」で、具体的な出願要件は各高校が定めます。志願者が各高校の出願要件に合致する場合、出願することができます。現行の推薦入学とは異なり、中学校長の推薦は必要ありません。

Q2 特色選抜の対象者の「文化、芸術、体育等」の「等」は、何を指しますか？

A 奉仕活動と生徒会活動を指します。

Q3 推薦入学の学業分野に相当するものは、特色選抜では実施されないのですか？

A 特色選抜を含む全ての一般入学志願者が学力検査を受検することになりますので、現行の推薦入学で設けている「学業」の分野については、特色選抜の対象としません。

Q4 特色選抜は全ての高校で実施するのですか？

A 特色選抜を実施するかどうかは、各高校が学校の特色を踏まえて決定しますので、特色選抜を実施する高校と実施しない高校があるものと見込まれます。

Q5 特色選抜の実施校、出願要件、募集人員などは、いつ、どのような方法で公表されますか？

A 平成25年度選抜における各高校の特色選抜の実施予定は、中学生の皆さんの進路選択の参考となるよう、平成24年7月頃までに茨城県教育委員会のホームページ等で公表する予定です。

Q6 特色選抜に出願した場合、学力検査以外にはどのような試験を実施するのですか？

A 学力検査の翌日、特色選抜の志願者全員を対象に面接を実施します。この他、高校により作文や実技検査などを実施する場合があります。

Q7 特色選抜の合格者は、どのように決定するのですか？

A 学力検査の結果、調査書の内容、面接の結果の他、高校により実施した作文や実技検査などの選抜資料を用い、各高校が定めた選抜方法に基づいて合格者を決定します。

Q8 特色選抜で不合格となった場合は、共通選抜の対象となるのですか？

A 各高校とも特色選抜の合格者の決定を先に行い、合格と判定されなかった場合には、共通選抜に出願している他の受検者と併せて、共通選抜の合否判定の対象になります。共通選抜の合否判定は、現行の一般入学者選抜と同様の方法で行います。

■ 志願の手続き等について

Q9 一般入学者選抜の出願に必要な書類は何ですか？

A 入学願書及び調査書を出願期間に提出します。特色選抜の志願者は、これらに加え本人が記入する志願理由書（仮称）の提出を予定しています。

Q10 志願者数や志願倍率は、どのような方法で公表するのですか？

A 各高校の学科別の志願者数や志願倍率は、県教育委員会のホームページ等で公表する予定です。特色選抜の志願者数や志願倍率についても公表する予定です。

Q11 志願倍率が発表された後で、志願先を変更することはできますか？

A 現行と同じく、志願先変更期間内に、1回に限り志願先を変更することができる予定です。

Q12 一般入学の合格者発表は、どのように行われるのですか？

A 一般入学の合格者発表は、同じ日時に一括して行います。現行と同じく、合格者の受検番号を各高校で掲示するとともに、受検者がインターネットで閲覧できる予定です。